

中国富裕層向け旅行プロモーション事業実施業務 仕様書

1. 目的

本業務は近年の著しい経済発展により増加している中国市場の富裕層をターゲットとし、特に超高級な宿泊施設や飲食店ではなくても本物の体験や質の高い食などに興味・嗜好が向く傾向にあるミドルレンジの富裕層に向けたコンテンツの見直し、中国現地での観光プロモーションを実施する。

函館市では令和4年度から中国富裕層事業を実施し、富裕層を対象としたコンテンツを造成し、富裕層旅行者の誘客に向けた施策を行ってきた。本年度は、これまで造成した観光コンテンツやモデルコースのブラッシュアップに加え、トレンドを踏まえた新たな観光コンテンツの造成を行う。また、中国現地でオーダーメイドの富裕層向け旅行を取扱う旅行会社へのセールスコールを実施することで、函館の知名度と来函意欲の向上を図るとともに、造成したコンテンツの販売および販路拡大に繋げることを目的とする。

2. 業務の名称

中国富裕層向け旅行プロモーション事業実施業務

3. 業務の内容

上記の事業目的を達成するため、これまで造成した観光コンテンツ・モデルコースのブラッシュアップと新たな観光コンテンツの造成に向け、市内事業者を集めた意見交換会を開催するほか、商品造成に向けた関係者との連絡・調整、販売用のPR素材の収集、タリフ等の作成を行う。また、中国現地において旅行会社へのセールスコールを行い、函館市の観光や物産の魅力の紹介に加え、造成したコンテンツの販売および販路拡大を図る。

(1) 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

(2) 意見交換会の開催等に関すること

ア 実施時期 令和7年9月～11月

イ 実施場所 函館市内

ウ 実施回数 1回以上

エ 参加者 観光関連事業者

オ 業務内容

(ア) 意見交換会の企画・運営

(イ) 意見交換会参加者の調整・取りまとめ

(ウ) 資料の作成や会場の確保等、意見交換会開催に必要な一切の手配

(エ) 商品造成に向けた関係者との連絡・調整

(オ) 観光コンテンツおよびモデルコースの写真等PR素材の収集・作成

(カ) 観光コンテンツおよびモデルコースを販売するためのタリフ等の作成
カ その他 参加者については、市と受託者が協議のうえ決定することとする。

(3) セールスコールに関すること

ア 実施時期 令和7年12月頃

イ 実施場所 中国国内で上記の目的を達成するために適切な都市（1都市）を選定すること

ウ 対象会社 上記で選定した都市の富裕層を取り扱う旅行会社10社以上

エ 業務内容

(ア) セールスコールを行う都市、旅行会社の選定

(イ) 旅行会社へのアポイント、日程調整

(ウ) 旅行会社へのプレゼン資料の作成

(エ) 現地での通訳、移動手段の確保等セールスコール実施に係る一切の手配

(オ) セールスコール後のフォローアップ

オ その他

(ア) 実施日程、内容については、市と受託者が協議の上決定することとする。

(イ) セールスコールには当市職員1名が同行するが、当市職員の旅費、宿泊費、食事代、海外旅行保険代等は事業費に含めないこととする。

(4) 業務報告書の提出

業務終了後、すみやかに業務報告書を作成して提出することとし、次の事項を掲載すること。

ア 中間報告書（セールスコール実施後）

(ア) 業務概要

・業務名称、目的、実施日、旅行会社詳細等

(イ) 実施状況

・訪問した旅行会社および対応者の情報

・セールスコールの議事録

・セールスコールの様子が分かる写真

(ウ) その他の特筆すべき事項

イ 実施完了報告書（事業完了後）

(ア) 業務概要

・業務名称、目的、実施日、業務内容等

(イ) 意見交換会の開催等について

・実施日時・場所、参加者等

・意見交換会の資料

・意見交換会の議事録

・意見交換会の様子が分かる写真

・観光コンテンツ・モデルコースの検討経過

・作成した観光コンテンツ・モデルコースのタリフ・PR素材等

(ウ)セールスコールについて

- ・実施日時，訪問した旅行会社の詳細，対応者等
- ・セールスコールの議事録
- ・セールスコールの様子が分かる写真
- ・旅行会社からの問合せや販売の状況

(エ)まとめと今後の展開について

(5) その他

その他，業務目的を達成するために効果的と思われる事項を行うこととし，当仕様書に定めのない事項に関し疑義が生じた場合は，別途市と協議の上決定することとする。

4. 委託料の上限額

- 1, 815千円（消費税および地方消費税を含む）を上限額とする。

5. 特記事項

- (1) 本業務履行にあたり，疑義が生じた場合は市および受託者双方の協議により処理する
- (2) 本業務遂行にあたり，必要がある場合は相互調整のため打合せを行うものとする
- (3) 本業務の遂行に伴う打合せ，資料，計画等の内容については，外部に漏洩しないこと